

令和4年9月清須市議会定例会会議録

令和4年9月22日、令和4年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤 久 喜
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
企画部次長兼人事秘書課長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所長	石田 讓
春日市民サービスセンター所長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和3年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和3年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和3年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案
- 日程第 8 議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第41号 五条広域事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第42号 令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案

- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和 4 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
案
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和 4 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 8 発議第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案
- 日程第 2 0 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 2 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、永田市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

永田市長。

< 市長 (永田 純夫君) 登壇 >

市長 (永田 純夫君)

おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、発言をさせていただきます。

先月8月30日に私自身がコロナに感染をしてしまい、また続いて、副市長や幹部職員がコロナに感染をしてしまいました。市民の皆様方には本当に大変な御迷惑をおかけいたしました。とりわけ市議会、そして市会議員各位には、9月議会の定例会中の感染ということで、議事運営に当たり多大な御迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。心からおわびを申し上げます。

現在は、私も含めまして、全員が後遺症もなく元気に公務に復帰をいたしております。引き続き、市の発展のためにしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

議長 (野々部 享君)

ありがとうございました。

当局から、議案第49号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第6号)(案)が提出されております。この議案につきましては、市長より議案説明を受けた後、担当部長より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第18までの案件については、9月6日の本会議において各常任委員会に審査を付託いたし、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より、開催の順序に従い審査の内容と結果について報告を求めます。報告は発言席でお願いいたします。

最初に、8日に開催されました総務常任委員会の報告を松岡委員長より求めます。

松岡委員長。

＜ 総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）登壇 ＞

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

議席5番、総務常任委員長、松岡繁知でございます。

令和4年9月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月8日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定の所管分について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

まず、財政指標について、委員より、「経常収支比率は前年度と比較して比率が下がり、改善しているが、その要因と今後の財政の見通しは」との質問があり、当局は、「人件費や公債費といった義務的経費が増加しているものの、分母となる普通交付税や臨時財政対策債などの経常一般財源等が大幅に増加したため、比率が下がりました。令和3年度の主要な財政指標の数値を見ますと、本市の財政状況は直ちに問題となる水準ではありません。今後も扶助費の増加とともに、市債残高が増加しますので、引き続き、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります」との答弁でありました。

歳入は、市税について、委員より、「前年度と比較して減収となった主な要因は」との質問があり、当局は、「令和3年度に限り、コロナ特例によるものです。なお、この減収分は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で補填されています」との答弁でありました。

委員より、「不納欠損にはどのような基準があるか」との質問があり、当局は、「税法上では納期限を過ぎてから5年が経過すると不納欠損処分となります」との答弁でありました。

利子割交付金をはじめとした地方税交付金について、委員より、「それぞれの交付金の増減理由は」との質問があり、当局は、「交付の基礎となる県税収入額の増減が要因となっています」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「インターネット広報費について全て委託しているのか」との質問があり、当局は、「委託しておりますが、A I 総合案内サービスは、あいちA I ・ロボティクス連携共同研究会で共同委託しております」との答弁でありました。

委員より、「ホームページのリニューアル内容は」との質問があり、当局は、「パソコンとスマートフォンで同じ画面となるようなレイアウトを検討しております」との答弁でありました。

自治コミュニティ振興費について、委員より、「地区集会所整備費補助金について、市内の土地の単価は地区により異なるが、土地購入の補助率は市内一律か。また、市街化調整区域に集会所を建てる場合も補助されるのか」と質問があり、当局は、「補助金の率と額は市内一律です。市街化調整区域に建てる場合も同様です」との答弁でありました。

交通安全対策費について、委員より、「2市1町で負担している交通安全協会と防犯協会の西枇杷島支部負担金は、負担額は同額だが、どのような按分となっているか」との質問があり、当局は、「前年度10月1日時点の人口割で按分されています。清須市の令和3年度按分率は40.47%です」との答弁でありました。

委員より、「自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の実績は305件となっている。この件数は見込みどおりですか」との質問があり、当局は、「概ね見込みどおりです」との答弁でありました。

税務管理費について、委員より、「令和3年度からスマホ決済アプリの納付が始まりましたが、その実績は」との質問があり、当局は、「一般会計の現年課税分は1.39%、滞納繰越分は2.11%でした」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定の所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「3月に学生が卒業する場合、卒業前に6か月の学生定期を購入するようなことはできるのか。また、虚偽利用に対する罰則は規則に規定するのか」との質問があり、当局は、「定期利用を始める際には必ず学生証で在学期間を確認し、定期利用証を発行することとしていますので、4月以降は一般の区分での利用となるよう、未然に異なる区分での購入は防ぐことができます。したがって、市民の皆様におかれましては、正しい区分で御利用いただけるもの

と思っております。また、罰則規定につきましては予定をしておりません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「育児休業職員のフォローに関する考えは」との質問があり、当局は、「人材派遣職員の充当や会計年度任用職員の新規募集等により、業務に支障が出ないように努めております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「会計年度任用職員の年収が200万円以下との新聞報道があったが、どのように感じているか」との質問があり、当局は、「会計年度任用職員はそれぞれ多種多様な働き方をしている中で、担う職務や責任の度合いに応じた適正な報酬単価を支払っていると認識しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳出では、総務管理費について委員より、「窓口申請支援システム導入費について、今後、行政のデジタル化が進み、市役所に来庁することなく手続を行うことができるようにしていくのか」

との質問があり、当局は、「現在も愛知県の申請システムを利用したオンラインでの申請手続はあります。また、今年度中にはマイナンバーカードを利用し、子育てや介護の申請手続をできるようにしていきます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問もないようですので、松岡委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、12日及び13日に開催されました福祉常任委員会の報告を松川委員長より求めます。
松川委員長。

< 福祉常任委員会委員長（松川 秀康君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（松川 秀康君）

議席8番、福祉常任委員長、松川秀康でございます。

令和4年9月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月12日、13日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定所管分について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、民生費負担金について委員より、「児童手当支給費による保育料未納金の充対対応については」との質問があり、当局は、「児童手当支給時において保護者と面談の上、納付可能金額や回数などを決め、手当支給金額の一部もしくは分割納付などの方法により保育料未納金の減額に努めています」との答弁でありました。

総務手数料について、委員より、「マイナンバーカードの8月末時点の申請及び交付者数は」

との質問があり、当局は、「申請者数は3万8千757人、申請率55.9%で、交付者数は3万2千538人、交付率は47.0%です」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「窓口委託の現況は」との質問があり、当局は、「かねてより委託業者においては柔軟に人員のシフト調整を行っていただいていることから、円滑に窓口業務は遂行されています」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「民生児童委員の年齢制限は」との質問があり、当局は、「愛知県民生委員・児童委員推薦基準により原則は75歳未満となっておりますが、やむを得ない場合においては1回に限り再任することができます」との答弁でありました。

社会福祉施設費について、委員より、「清洲総合福祉センターのデイサービスセンターの跡地利用については」との質問があり、当局は、「デイサービスセンターのデイルームは、社会福祉協議会が行うサロン活動の広場として、また浴室等については、今後立ち上げを予定している成年後見センターの相談室として活用ができるよう改修整備を検討しています」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「コロナ禍において病児保育休止期間中の委託料支出の考え方は」との質問があり、当局は、「病児保育休止期間中の運営費については支出しておりません」との答弁でありました。

保健衛生総務費について、委員より、「西春日井2次救急医療機関の済衆館病院とはるひ呼吸器病院への負担金内容は」との質問があり、当局は、「西春日井広域事務組合救急医療確保運営費補助金交付要綱に基づいて、それぞれの医療機関に負担金を交付しています」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「若年者健康診査の周知を図るための対策は」との質問があり、当局は、「広報・ホームページのほか、子育てアプリ・キヨスマや市公式LINEなどのSNSの活用、また保育園・児童館等、該当年齢の方々が利用される公共施設にポスターを掲示するなど、健診率向上に努めています」との答弁でありました。

塵芥処理費について、委員より、「以前に比べて民間のエコステーションが増えてきているが、市が実施している資源回収に影響はあるのか」との質問があり、当局は、「エコステーションは24時間利用ができ、利便性がよいことから、ある程度の影響はあると思われます」との答弁でありました。

農業委員会費について、委員より、「農業委員会の役割・権限、また耕作放棄地の対策は」と

の質問があり、当局は、「農地利用の最適化の推進、農地の権利移動等の許可、農地転用に対する意見具申などです。耕作放棄地についてはパトロールにより実態把握していますが、改善を要する農地は少ないと認識しています」との答弁でありました。

農業総務費について、委員より、「食育推進において伝統野菜にこだわっている理由は」との質問があり、当局は、「地元独自の生産物が少ない中、特に食というコンテンツにおいて宮重大根は愛知の伝統野菜に選ばれており、土田かぼちゃも来年度には認定される見込みです。こうした伝統野菜を後世に伝承する取組も、食育を推進する上で大切なことだと考えております」との答弁でありました。

商工業振興費について、委員より、「まちの観光産業にぎわいプロジェクト費において、財源内訳の分担金・負担金・寄附金に1千万円が充当されているが、この財源は何か」との質問があり、当局は、「これは企業版ふるさと納税を充当したものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定所管分については、賛成多数により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「本市の国民健康保険税徴収率の現況は」との質問があり、当局は、「令和3年度末の本市の徴収率は92.93%であり、県内38市中33位となっています」との答弁でありました。

委員より、「毎年、税率改正を行っている中で、令和3年度はコロナ禍で収入が減少する部分を見込んでいると聞いているが、結果はどうであったか」との質問があり、当局は、「令和3年度国民健康保険税現年分の調定額は、被保険者数の減少等により941万6千900円の減額となりましたが、調定額を年間平均被保険者数で除した1人当たりの保険税額は10万4千388円となり、前年度の10万2千844円に比べ1万544円、約1.5%の増加となりました」との答弁でありました。

委員より、「令和3年度コロナ減免の状況は」との質問があり、当局は、「令和3年度の減免件数は57件で、減免総額は846万1千100円でした」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第2号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定については、賛成多数により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「令和3年度において、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免件数は」との質問があり、当局は、「令和3年度では15名の方が介護保険料の減免対象でありました」との答弁でありました。

委員より、「高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画では、日常生活圏域が1か所から4か所と変更となったが、市民の利便性や生活支援などに変化は」との質問があり、当局は、「生活支援コーディネータがそれぞれの圏域に出向くことで、生活支援活動の充実を図ることができました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第3号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定については、賛成多数により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「令和3年度は低所得者への軽減率の変更があったが、本市への影響額は」との質問があり、当局は、「1千432人、全体の被保険者の16.6%の方が変更対象となり、総額523万6千824円の保険料増加となりました」との答弁でありました。

委員より、「未申告者は所得不明と取り扱われ均等割が満額算定されるが、本市の実態は」との質問があり、当局は、「未申告者については、本算定前の段階でリストアップし、申告勧奨を行っています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第4号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定については、賛成多数により、原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第41号 五条広域事務組合規約の変更に関する協議について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「清須市の負担割合が令和4年度に比べ令和5年度はどうか」との質問があり、

当局は、「令和4年度の負担割合は清須市が61.84%、旧甚目寺町のみ対象のあま市が38.16%です。斎苑の一般事務経費が加わることでその負担割合は、清須市が52.84%、あま市が47.16%となり、清須市の負担が9%下がることとなります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第41号 五条広域事務組合規約の変更に関する協議については、全員賛成をもって、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の補正予算では、会計年度任用職員人件費の減額が盛り込まれているが、愛知県の最低賃金が令和4年10月1日より、現在の955円から986円に改定されるのを受け、本市会計年度任用職員の報酬等についてどう考えているのか」との質問があり、当局は、「最低賃金を下回ることがないように見直しを検討しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案所管分については、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「この補正予算案は、令和3年度の収支精算によるものとのことだが、昨年度から実施した国民健康保険税の納期の変更がこの精算に影響があったのか」との質問があり、当局は、「特に収支の精算に影響はありませんでした」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第44号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案については、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について御報告申し上げます。

委員より、「1億5千495万6千円の基金積立金は、何に基づいてこの金額となったのか」との質問があり、当局は、「歳入歳出差引残額から前年度分の国庫支出金等を精算した金額です」

との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第45号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案については、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第46号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託された案件について御報告申し上げます。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問もないようですので、松川委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、14日及び16日に開催されました建設文教常任委員会の報告を岡山委員長より求めます。

岡山委員長。

< 建設文教常任委員会委員長（岡山 克彦君）登壇 >

建設文教常任委員会委員長（岡山 克彦君）

議席番号13番、建設文教常任委員長、岡山克彦でございます。

令和4年9月定例会に上程されました議案のうち当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月14日及び16日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これよりその審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定の所管分について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、土木費国庫補助金について、委員より、「都市計画費補助金の収入未済額の理由と今後の影響は」との質問があり、当局は、「主な理由は、土地区画整理事業における地権者交渉に不測の日数を要したことなどにより事業を翌年度に繰り越したため、収入未済額につきまし

ては、事業が完了する令和4年度に収入を予定しております」との答弁でありました。

雑入について、委員より、「教育費雑入で収入未済額となっている学校給食費について、徴収率を上げていくためにどのような取組を行っているのか」との質問があり、当局は、「在校生の保護者には年2回納付勧告書を交付するとともに、児童手当からの支払いをお願いしています。また、卒業生等の保護者には面談・電話による納付勧奨を行い、悪質なケースは簡易裁判所へ支払い督促をし、場合によっては強制執行を実施します」との答弁でありました。

歳出では、土木管理費について、委員より、「地籍調査で隣地との境界が確定しない場合はどうなるのか」との質問があり、当局は、「不調となり、公図に境界線が入りません」との答弁でありました。

道路橋梁費について、委員より、「新川小橋の改修計画はどうなっているのか」との質問があり、当局は、「令和3年度に設計し、令和4年度・5年度で橋脚部分の耐震改修工事を行う計画です」との答弁でありました。

委員より、「街路灯のリースは10年とのことですが、その後どのような管理になるのか」との質問があり、当局は、「リース期間は令和9年2月28日までで、その後は無償譲渡され、市管理になります」との答弁でありました。

都市計画総務費について、委員より、「昨年度の空家解体補助を活用した中に特定空家はあるのか。また、現在、特定空家は何軒あるのか」との質問があり、当局は、「空家解体補助は11軒あり、そのうち2軒が特定空家でした。また、今年度新たに4軒が特定空家に認定されました」との答弁でありました。

委員より、「都市緑化推進事業補助金について、箇所数や金額の制限はあるのか。また、申請主体は」との質問があり、当局は、「県の補助金を活用している事業のため、毎年1校程度、上限300万円で行っています。申請者はPTAです」との答弁でありました。

土地区画整理費について、委員より、「市内4か所の土地区画整理事業の進捗状況は」との質問があり、当局は、「新清洲駅北土地区画整理事業につきましては、令和3年度末の事業費ベースで80.4%、春日新橋西は91.9%、清洲駅前は41.47%の進捗率です。春日学校橋西はおおむね事業は完了していて、解散に向けて進めています」との答弁でありました。

公園費について、委員より、「都市公園長寿命化計画の策定について、何年計画か、また児童遊園等は策定しているのか」との質問があり、当局は、「令和4年度から10年間の公園施設の修繕計画です。児童遊園等は策定していません」との答弁でありました。

教育総務費について、委員より、「放課後子ども教室費は、学校規模によって利用者数に差があるのか。予算配分について考慮されているのか」との質問があり、当局は、「教室利用者数を予算に反映できるよう検討しています」との答弁でありました。

委員より、「不登校の状況と対策はどうしているのか」との質問があり、当局は、「令和3年度小学生63名、中学生122名が不登校で、適応指導教室には22名が登録しています。現在の対策は、サポートルームや別室登校など、児童生徒の意思を尊重しながら対応しています」との答弁でありました。

中学校費について、委員より、「部活動地域移行についてどのような取組を進めているのか」との質問があり、当局は、「国や県の情報を注視しながら、他の自治体の先進事例を調査研究していきます」との答弁でありました。

幼稚園費について、委員より、「第1幼稚園の園児数の減少の理由については」との質問があり、当局は、「幼児教育無償化の影響により、私立幼稚園に通う園児が増加したことや保育園・認定こども園等へのニーズの高まりが要因だと考えています」との答弁でありました。

給食センター費について、委員より、「現在、物価高騰が続いている中、学校給食における食材料費支出についてどのような状況か」との質問があり、当局は、「本年度10月分まで学校給食に係る食材料費支出は、当初予算の範囲内で行える見込みですが、今後、現状の給食提供が危ぶまれる場合には、保護者負担は求めず、食材料費予算の増額により対応していきます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定の所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和3年度清須市水道事業決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「落合歩道橋配水管耐震化工事の設計業務を行っていますが、工事は本年度ですか。また、その他に橋に添架されている水道管はいくつありますか」との質問があり、当局は、「耐震化工事は今年度実施されています。清須市水道事業で管理している橋に添架されている配水管は、落合歩道橋を含め3か所です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第5号 令和3年度清須市水道事業決算認定については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和3年度清須市下水道事業決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「事業の運営、経営努力に対してどう考えていますか」との質問があり、当局は、「下水道事業の経営戦略を作成しており、その中の財政計画に基づき事業を進めています。また、接続率の向上のため、市民の方へのPRに努めていきます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第6号 令和3年度清須市下水道事業決算認定につきましては、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、議案第43号 清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

教育費について、委員より、「燃料等の高騰に伴う電気料金等の増額との説明があったが、予算科目によっては国庫支出金を充当する内容もあるが、その理由は」との質問があり、当局は、「事業者支援のため指定管理者制度を導入している施設について、臨時交付金を充当したものです」との答弁がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第43号 清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第42号 令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分、議案第47号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案、議案第48号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）案及び発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問もないようですので、岡山委員長御苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、認定第1号に加藤議員から反対討論、松岡議員から賛成討論。認定第2号、認定第3号、認定第4号及び議案第40号に加藤議員からそれぞれ反対討論が提出されております。

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定についてを議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

新型コロナの影響の長期化に加え、資源・原材料価格等の高騰、円安の急進等の複合的要因による物価上昇が国民生活や中小企業経営に大きな打撃を与えています。令和3年度の本市の市税においても新型コロナウイルス感染症の影響により、基幹税目である市民税・固定資産税ともに減少しており、市税全体では前年度より1億3千928万148円の減額となっています。

一方、経常収支比率については前年度の93.8%から6.5ポイントの改善の87.3%となっておりますが、令和3年度の経常収支比率は普通交付税の追加交付など、コロナ禍における特殊事情により一次的に改善しましたが、歳入の基幹である市税収入の回復が厳しい状況にあります。さらなる収支の状況を把握した財政運営を求めるものであります。

今、長期化するコロナ禍の下、市民は様々な困難・問題を抱え、これまで以上に切実に国・県・市に対して支援を求めています。市民に寄り添い、市民の期待の声に答え、住民福祉の向上を第一義の任務とする地方自治体の役割が今ほど求められるときはありません。市民の命と暮らしを守る施策を優先しながら不要不急の施策を見直し、歳出を抑えて財源を捻出するとともに、国・県に対しても必要とされる財源について強く求めることを訴えるものであります。

こうした下で、以下、市政に対する評価を申し述べたいと思います。

まず、初めに、令和3年10月より子どもの医療に係る経済的不安を軽減するとして、子ども

の医療費の無料化の対象を入院で18歳まで拡大されたことは大変評価するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、自宅療養者数も増えています。新型コロナウイルス感染症についてはいまだ予断を許さない状況にあり、感染状況を把握し、適正な感染者の保護を行うことが必要であります。ワクチンの接種を急ぐとともに、無料のPCR検査の拡充、高齢者・障害者施設、学校や保育所などの定期的検査の実施、保健所・保健センターのさらなる体制の強化など、コロナから市民の命と健康を守るさらなる感染対策を求めたいと思います。

次に、行政のデジタル化についてであります。

政府が進めるデジタル化は、データが活動の厳選であるとして、データを企業等に開放して利活用を促進するところに狙いがあり、そのために個人情報保護制度が一元化されました。情報科学技術の発達により、行政のデジタル化自体は進められるものとしても、これによって市民の個人情報保護がなおざりになることはあってはならず、個人情報制度の在り方の統一化、平準化は憲法第13条が保障し、個人情報保護法及び自治体の個人情報保護条例によって構築されてきた国民のプライバシー権を脅かすものであり、許されません。

次に、非正規公務員と民間委託についてであります。

公務員の生命・健康・社会生活を脅かす新型コロナ感染症の拡大は、これまで公共サービスを縮小・解体してきた新自由主義に基づく諸施策の問題を明らかにし、公共の重要性を改めて訴えています。

しかし、そうした中で、会計年度任用職員制度が令和2年度から適用され、会計年度任用職員の数が増え、民間委託促進のツールとなっています。本市においては、窓口業務の民間委託が令和2年10月より行われ、令和3年度の事業費が4千898万6千円となっています。市民課業務は住民基本台帳や戸籍簿等などの個人情報を取り扱う、しかも証明書交付業務においては、より秘匿性の高い個人情報が交付請求自体に含まれます。公務員であれば守秘義務が課され、情報漏えいによる免職となる可能性もあり、情報漏えいが抑止されていますが、民間事業者の場合には多くは短期雇用で入れ替わりが激しいため、見なし公務員規定であっても十分に抑止効果がありません。さらに、委託事業者は、審査交付決定権を有しないので、市職員が審査交付決定を行うため、待ち時間はかえって長くなることもあり、偽装請負は避けられません。窓口業務を民間に委託することには反対であります。

次に、清洲小学校の教育環境についてであります。

清洲児童館が老朽化及び清洲小学校区の児童数増加に対応するため、新しく清洲児童センターとして新築整備されました。そして、その後、仮設の児童館として設けられた建物が清洲小学校の施設として再利用されています。清洲小学校は1千人を超える規模となっており、学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置が求められます。

令和3年3月31日に公立小学校の1クラスの定員の上限を40人から35人にするという改正義務教育標準法が成立し、段階的に適用され、2025年度には全学年で35人学級となります。対症療法とならないよう的確かつ計画的な対応の検討を求めます。

最後に本市は、財源確保の観点から、ペイアズユーゴー原則を適用するとして、新規拡充事業に伴う一般財源の増が見込まれる場合には、既存事業の廃止・見直し、または歳入確保策をセットで提案することを前提とすることを求めています。社会保障においては、それはサービスを受ける際に自己負担は当然ということになりはしないかと危惧するものであります。社会保障は必要十分原則の下、応能負担原則で国が提供するものであり、このことは憲法25条の生存権保障の中で国の責務として規定されているものであります。

そして、市政の役割、地方自治の本旨である住民が健康で文化的な生活を送るために必要な行政サービスを提供することにあります。厳しさを増す市民の暮らしの実態を把握し、福祉の増進という自治体の役割をさらに果たし進めることを求め、反対の討論といたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

続いて、松岡議員の賛成討論の発言を許可いたします

松岡議員。

< 5番議員（松岡 繁知君）登壇 >

5番議員（松岡 繁知君）

議席5番、松岡繁知でございます。

議長のお許しを頂きましたので、清政会を代表して、ただいま議題となっております認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和3年度はコロナ対策を最優先としつつも、アフターコロナの時代に目指すべき姿を見据え、未来の投資を着実に進めることで力強い清須市の実現に向けた取組が期待されておりました。

こうした中で執行されました令和3年度一般会計の決算額は、歳入総額が332億1千

2 4 5 万 9 千 円 余 り、歳出総額が 3 1 3 億 9 千 8 9 9 万 2 千 円 余 り と な り、実質収支額は 1 4 億 9 千 1 9 7 万 2 千 円 の 黒 字 で あ り ま し た。

歳入面では、この根幹をなす市税収入について予算額を上回り、また現年課税分の徴収率は過去最高でありました令和元年度を上回ることができました。これも納税者各位の御理解と関係職員の地道な成果の現れと理解いたします。

一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ワクチン接種体制を整備し、円滑に接種を進めたほか、子育て世代や住民税非課税世帯等への特別給付金の支給や清須げんき商品券の発行など、市民の支援を幅広く行うとともに、感染症対策の強化に取り組む事業者に対して奨励金の支給や補助金の交付などを行うなど、コロナ対策を的確に実施されました。

また、コロナ対策だけではなく、本市のさらなる発展に向けて様々な行政の課題の対応についても、着実に進めたものと認識しております。

まずは、安全・安心の確保に向けた取組、雨水幹線管渠の整備や雨水ポンプ場の長寿命化を着実に進めるとともに、指定避難所でもある全ての小中学校体育館に空調設備を設置するための実施計画や、五条川右岸側に防災センターを整備するための基本設計を行うなど、災害時における避難所の環境の充実に努めております。

次に、子育て支援についても、清洲小学校区に新たな児童センターを整備するとともに、民間小規模保育事業者の施設整備を支援し、本年 4 月に 2 つの施設が開園するなど、子育て環境をさらに充実させております。

さらには、学校施設長寿命化計画に基づいて実施してきた小学校の長寿命化改修が完了するなど、快適な学習環境の整備を着実に進めてまいりました。

このほか、市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など、便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても、計画どおりに前進させたものと認識しております。

また、こうした中でも、財政運営面では限られた予算を重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の 4 指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、様々な市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私はこの決算認定につきまして賛成の意を表明するものであります。今後ともさらなる清須市の発展に向けて、市長の下で職員が一丸となって取り組んでいただくことを大いに期待し、決算認定に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第2、認定第2 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第2号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

令和3年度の保険税は資産割をなくしていくための負担が所得割と均等割、平等割の引上げとなりました。資産割が18.49%から9.25%、一方、所得割が7.54%から7.9%に、均等割が2万9千500円が3万1千600円に、平等割が2万5千100円が2万5千300円に値上げとなりました。1人当たりの平均保険税は10万4千388円で、前年度比1万5千444円の値上げであります。所得に占める保険料の割合は、今、国保が10%、協会健保が7.5%、健保組合が5.8%、共済組合が5.8%となっており、国保が高い実態があります。

国保の保険料が高くなった最大の原因は、国保財政に占める国庫支出金割合が5割近くあったものが、今では37%にまで減少している制度の改悪にあります。本市の国保の被保険者の年齢を見ると1万2千814人のうち65歳以上が5千309人と全体の41%であります。また、所得が200万円未満の世帯は6千78世帯、全体の74.04%となり、前年度より低所得者

の割合が増えています。さらにコロナ禍の下、消費税の増税と景気の落ち込みで暮らしがより厳しくなり、コロナ減免の申請も57件で、846万1千円であります。

そして、今こうした実態を踏まえ、県内の25市町村が低所得者減免を実施されています。1人当たりの保険税が引上げとなる中、加入世帯の平均所得は減少しており、国保税の引下げは国保加入者の切実な願いであります。国保は国民皆医療保険制度を下支えする制度であり社会保障であるとの立場に立ち、誰もが払える保険税にすることを求め、反対討論とします。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第3、認定第3号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第3号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

2000年に始まった介護保険制度は、3年ごとの保険料改定で平均保険料は2倍を超えるほどに値上げを続けています。しかも、介護サービスの取り上げ、介護施設の慢性的な不足で介護難民、介護離職が社会問題化しており、保険あって介護なしという状況であります。

2021年度から第8期においても基準額となる第5段階の保険料が7万1千200円となり、

第7期から14.6%の引上げであります。第8期においては基金を90.5%、3億円取り崩して保険料の引上げを抑制したことや12段階への多段階化による調整倍率の見直しを行われたことは評価するものです。しかし、県下自治体において12段階以上の多段階化を採用している自治体が約半数の26あります。コロナ禍において経済状況が厳しい今、加入者が無理なく払える保険料に少しでも近づけるためには、所得に応じて保険料段階をさらに多段階化し、所得の高い層の保険料を引き上げる一方、低所得者の保険料倍率を引き下げることによって応能負担の機能を強めることを求めます。

さらに、介護保険制度は必要になっても費用負担が高過ぎて利用を抑えるなど、大きな問題とあります。介護保険法の改定に伴う利用料の値上げは利用者と家族に重くのしかかっており、低所得者の利用料減免制度の実施を求めます。

最後に、介護保険の改悪を許さず、高齢者も現役世代も安心できる公的介護制度にしていくためには、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げ、介護保険制度の改善を図ることを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第4、認定第4号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第4号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、軽減特例の縮小により、7.75割軽減が7割軽減になったことにより、保険料が負担増となった被保険者がいるということであります。その数が1千432人と被保険者の16.6%にもなり、その影響額は523万6千824円になります。また、これらの対象となっているのは、均等割の軽減対象となっている低所得者世帯であることも看過できません。そして、これをもって制度創設当時に数々設けられた低所得者に対する負担軽減の仕組みは全てなくなってしまいました。

こうした中であっても、後期高齢者の保険料の収納率は極めて高く、99.71%と国民健康保険のそれと比べると驚くべき高さがあります。年金が無慈悲に減らされ、加えて、昨今の物価高で苦しんでいる中、保険料はきちんと納付されています。今、年金だけで暮らせずに後期高齢者になっても非正規雇用で働いている高齢者が大勢見えます。しかも、コロナ禍で健康に不安を感じる中で、仕事が減り、あるいは仕事を失い、収入が激減しているという現実を直視する必要があります。

後期高齢者医療制度は高齢者を年齢で区切り、75歳以上を被用者保険の被扶養者や国民健康保険から切り離す制度です。他の年代よりも医療が必要な高齢者だけの医療保険であるため、被保険者の増加、疾病の増加、医療技術の高度化が直接保険料に反映します。よって、医療給付費が増えたら保険料が際限なく上がっていく仕組みには無理があります。高齢者医療制度を社会保障制度として機能させるためには、国がより責任を果たすべきであるということを申し述べ、反対討論といたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

ここで、10時50分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(時に午前10時37分 休憩)

(時に午前10時50分 再開)

議 長 (野々部 享君)

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第5、認定第5号 令和3年度清須市水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (野々部 享君)

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本件は認定されました。

日程第6、認定第6号 令和3年度清須市下水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (野々部 享君)

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本件は認定されました。

日程第7、議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第38号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (野々部 享君)

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第39号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論します。

この条例案は、会計年度任用職員に対して支給する期末手当の支給割合を、年2.55月を2.4に引き下げるものです。令和4年度については、12月に支給する期末手当の額を0.075引下げ調整していこうとするものであり、本市の会計年度任用職員604名が対象となります。会計年度任用職員制度の運用から2年が経過しましたが、会計年度任用職員制度という新しい制度の導入と新型コロナウイルス感染症の感染拡大がほぼ同時だったことで、通常業務にコロナ関連業務が加わり、職場環境は厳しさを増しています。

こうした中で、人事院勧告は2年連続して期末手当を引き下げ、勤勉手当が支給されないパートタイムの会計年度任用職員はより大きな影響を受けることとなっています。

また、会計年度任用職員は常勤職員と違い、一般会計年度の範囲での契約ですから、年度途中での一時金引下げを行うことは当初掲示した労働条件からの不利益変更となります。会計年度任用職員の約60%以上が年収200万円未満で、勤続年数に応じた昇給がほとんどないなど、官製ワーキングプアとも言われています。

経団連のシンクタンクである21世紀政策研究所も6月に公表した提言、中間層復活に向けた経済財政運営の大転換で、公共部門での賃上げ、人勤制度の見直しにも言及し、公共部門が民間も含めた賃金全体を引っ張っていくことにより地域活性化につなげるとしており、今回の条例改定による引下げはこうした役割を果たすものになっていないわけであります。

以上をもって反対であることを申し述べ、討論といたします。

以下、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案、議案第44号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第45号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第46号 令和4年度清須市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）案についても、同理由によって反対するものであります。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第40号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号 五条広域事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第41号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第42号 令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第42号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第43号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第44号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第44号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第45号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第45号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第46号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第46号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第47号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第47号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第48号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）案を議題と

いたします。

採決に入ります。

議案第48号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第49号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第49号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種事業において、国から示された新たな方針に基づき、オミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種等を行うほか、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を抑制するため、高齢者等のインフルエンザ予防接種費用の自己負担分を無償化するなど所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める

ものでございます。

補正額は8千266万1千円を追加し、予算の総額は306億5千712万8千円となります。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

それでは、日程第19、議案第49号について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第49号について御説明します。

本日追加上程しました令和4年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第49号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千266万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306億5千712万8千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額6千131万6千円の増額、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。

16款県支出金、補正額1千307万7千円の増額、2項県補助金です。

19款繰入金、補正額826万8千円の増額、2項基金繰入金です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

3 款民生費、補正額 2 5 0 万 5 千円の増額、2 項児童福祉費です。

4 款衛生費、補正額 8 千 1 5 万 6 千円の増額、1 項保健衛生費です。

1 枚はねていただくと、右側の色紙から補正予算第 6 号に関する説明書になります。

あと 3 枚はねていただきまして、8 ページ、9 ページを御覧ください。

まず、歳入です。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、補正額 3 千 7 9 5 万 2 千円の増額、1 節保健衛生費負担金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。

2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金、補正額 2 千 3 3 6 万 4 千円の増額、1 節保健衛生費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金です。この国庫負担金と国庫補助金は、この後、歳出で説明をする新型コロナウイルス予防接種費に充当する特定財源 1 0 分の 1 0 です。

1 6 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、補正額 1 6 7 万円の増額、2 節児童福祉費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、保育所等給食費軽減対策支援金です。この後、歳出で説明をする保育所等給食費軽減対策支援費に充当する特定財源です。

3 目衛生費県補助金、補正額 1 千 1 4 0 万 7 千円の増額、1 節保健衛生費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対策高齢者インフルエンザ予防接種費補助金の新規計上です。この後、歳出で説明をする感染症予防費に充当する特定財源です。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、補正額 8 2 6 万 8 千円の増額、1 節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金です。本補正予算第 6 号案で不足する財源について、財政調整基金から繰り入れるものです。補正後の財政調整基金の現在高は 2 2 億 5 千 1 8 2 万 8 千円となります。

1 枚はねていただきまして、1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

歳出です。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額 2 5 0 万 5 千円の増額、1 8 節負

担金補助及び交付金です。

説明欄を御覧いただきまして、保育所等給食費軽減対策支援費です。この支援費は、7月に可決いただいた補正予算の追加分です。愛知県の保育所等給食費軽減対策支援金を活用して民間の保育所等の給食を支援し、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰に直面する民間保育所等の事業者や保護者の負担軽減を図るものです。補助対象は民間の認可保育所等です。認定こども園が3園で352人、小規模保育事業所が4園で74人、計7園で426人です。対象期間は9月末までであったものを3月末まで延長します。平日と土曜日で147日分を追加します。補助対象・経費は物価高騰に伴う給食費の増額分、補助額は児童1人1食当たり40円を上限に支援します。9月下旬に補助対象施設に周知し、必要な手続を得た後、3月下旬に追加の6か月分の支援金を交付します。なお、認可外保育所等や私立の幼稚園などは市の予算を経由せず、県が直接同様の支援をすることになっています。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額8千15万6千円の増額、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、上段の感染症予防費は、高齢者インフルエンザ予防接種費です。新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を抑制するため、65歳以上の高齢者と60歳から65歳未満の各機能疾患、身体障害者手帳1級相当の障がい者を有する方を対象に、インフルエンザ予防接種に係る自己負担相当額1千円を無償化するものです。接種期間は10月1日から1月末までです。広報、ホームページ、公式LINEなどで周知をする予定です。

その下は、新型コロナウイルス予防接種費です。厚生労働省通知等により、1回目、2回目の接種を完了した12歳以上の全ての方を対象に、オミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種の準備を進めることが示されました。また、5歳から11歳までを対象とした小児用ワクチンの3回目接種が承認されています。これらの接種を実施するために必要な接種費及び体制整備に係る費用について増額補正をするものです。

事務費の増額分は、5回目の接種券及び接種勧奨はがきの作成費用と発送費用です。

接種費の増額分は5回目の接種及び小児用ワクチン3回目接種に係るワクチン接種費用です。12歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種は9月下旬から市内医療機関において接種を開始します。

また、60歳未満の方などへの4回目の接種券発送は既決予算において10月中旬、5回目の接種券発送は11月上旬を予定しています。

小児用ワクチンの3回目の接種券発送は、既決予算において既に9月9日に発送を済ませ、17日から市内医療機関において接種を開始しています。

本補正予算（第6号）案につきましては、本日御審議いただき、可決いただけましたら速やかに事務を進め、それぞれ接種券の発送やワクチン接種を進める予定です。

議案第49号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、日程第19、議案第49号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

加藤です。

私は新型コロナウイルス予防接種費で質問させていただきたいと思います。

第7波が市内でも多く感染者が出て、本当に大変な状況にあるわけでありまして。そういう中で、今回、オミクロン株対応ワクチンの接種がいよいよ行われるということでありまして。この予算の概要の中に、相談コールセンターというのを設置するということが書かれております。これまでの第6波と違って感染者がすごく増えたわけでありまして。そうすると、もう既に感染された方々がオミクロン株の対応ワクチンを接種したほうがいいのかどうかとか、もし接種する場合においては、治ってからどれぐらい間隔を置かなければならないのかとか、無症状の人たちの不安もありますし、今までにないような様々な相談が予想されると思うわけでありまして。受付についてはSNS等でスムーズにいくように大分なったわけですが、今後は個別の相談がやはり出てくると思いますので、そういった相談体制はどういうふうに設置されるおつもりなのかということをお聞きします。

それから、健康管理システムの改修とありますが、これはどういうものなのかという2点質問させていただきます。

以上です。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

新型コロナワクチン接種対策室の寺社下でございます。

まず、1つ目の質問に対してですが、相談に関しましては、一般相談コールセンターが様々な接種をしたらいいのかどうかとか、接種間隔はどうしたらいいのかというところに関しましては、今も御相談を受けたら対応をさせていただいております。もし、そこで対応が困難な場合には健康推進課のほうの保健師、あるいはそれでも分からない場合は県のほうに問合せをして、相談コールセンター・保健師とも統一した御返答ができるように体制を整えております。

2つ目の質問に関しましては、システムの改修の内容ということですが、健康管理システムというものを健康推進課で持っておりまして、ワクチンの接種の状況をVRSとともにログヘルス健康管理システムのほうにも入れておりますので、その改修を行ってまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

特に相談ですけれども、いろんなことが想像されますので、しっかり対応できるようによろしくお願ひしたいということを最後にお願ひしておきます。

以上です。

議長（野々部 享君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第49号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、常任委員会の閉会中の継続審査申請書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。このことについて、議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたし

ます。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

ここで、9月29日をもって退任されます齊藤教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。

齊藤教育長。

< 教育長（齊藤 孝法君）登壇 >

教育長（齊藤 孝法君）

失礼いたします。

私は議長がおっしゃるとおり、9月29日で9年間の教育長を退任させていただきます。これまで務めてこれたのも、ここにおいでの方の議員の皆様、そして市長をはじめ職員の皆様のおかげだと思っております。本当にありがとうございます。

特に、一般質問の最後に私の出番をつくっていただきましたこと、議会の温かい思いやりを感じ、感謝で胸がいっぱいでした。

私は、在任中、3つのことを心がけてきました。

1つは、命の大切さです。自分の命も他人の命も大切にしなければならないことを教えてきました。

2つ目は、確かな学力を身につけさせることです。そして、誰一人取り残さない学校づくりを目指しました。それは不登校児童・生徒をなくし、授業についてこれない子どもに温かい手を差し伸べ、学校が楽しくなるようにすることです。しかし、このことはまだ十分できておりません。次の方に引き継いでいきたいと思っています。

3つ目は、いい先生を連れてくることだと思いました。12人いる校長のうち6人の校長は校長先生や一般の先生を指導する指導主事の経験を持つ者です。また、ほかの校長先生方も素晴らしい校長先生で、清須市の子どもたちに素晴らしい教育をしてくれるものと信じております。

この9年間、私にとって本当に充実したものでございました。皆様のおかげだと改めて感謝し、お礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

齊藤教育長には退任後も健康に留意され、なお一層御活躍されますことを御期待申し上げます。

9年間の長きにわたり本当にお疲れさまでございました。

これをもちまして、令和4年9月清須市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御審議いただき大変御苦労さまでございました。

ありがとうございました

(時に午前11時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月22日

議 長 野 々 部 享

署名議員 飛 永 勝 次

署名議員 岡 山 克 彦